

課外活動用備品貸出内規

1. 貸出物品は原則として本学学生の集団課外活動以外に使用してはならない。
1. 物品借用しようとする者は使用の日から少なくとも1週間以前に所定の用紙に必要事項を記入して学生部学生生活課、又は医学部 学務課へ申し込むものとする。
1. 使用者は借用期間（運搬期間を含む）を厳守し所定の期日までに返還しなければならない。ただし、使用期限は原則として1週間以内とする。
1. 使用期間中の物品及び付属品の紛失、破損については原則として使用者において弁償又は修復をしなければならない。なお、破損の場合といえども必ず現品を係員に提示し、その指示に従うものとする。
1. 貸出物品は届け出た借用者以外に転貸して使用することはできない。
1. 使用前と使用後の物品及び付属品の取扱いについては、係員の指示に従わなければならない。
1. この内規に違反し、また、学生の本分にもとる行為のあったサークル等にはその後の貸出しを停止することがある。